様式１

整理番号	環境－省申－１

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部一般廃棄物指導課(06-6630-3269)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物再生利用業の指定（変更を含む）
概　要	再生利用されることが確実であると大阪市長が認めた一般廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う場合の大阪市指定申請（新規・更新）及び指定を受けた者が事業の範囲を変更する場合の承認申請に対する処分
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条、第２条の３ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第34条、第35条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html)
審査基準	・廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者は、次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。 (1)　再生活用(再生輸送を除く再生利用をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと又は排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと (2)　排出者の委託を受けて再生輸送を行う場合にあっては、排出者から廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること (3)　再生輸送の用に供する施設が施行規則第２条の２第１号又は第10条第１号に掲げる基準に適合するものであること (4)　再生輸送において生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないこと (5)　申請者が再生輸送を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること (6)　申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること (7)　排出者等との間に取引関係が確立されることが見込まれること (8)　申請者が市規則第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと (9)　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと (10)　申請者が再生輸送の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) ・廃棄物の再生活用を業として行おうとする者は、次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。 (1)　排出者の委託を受けて再生活用を行うこと (2)　排出者から廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること (3)　引き取られた廃棄物の大部分が再生活用の用に供されること (4)　再生活用及びこれに伴い生じた廃棄物の処理を的確に行うに足りる施設を備えていること (5)　再生活用において生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないこと (6)　申請者が再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有していること (7)　申請者が再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること (8)　排出者等との間に取引関係が確立されることが見込まれること (9)　申請者が市規則第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと (10)　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと (11)　申請者が再生活用の用に供する施設(保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) (12)　受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと (13)　施行規則第６条の３第５号に適合していること
標準処理期間	２か月
経由日数	
提出先	環境局事業部一般廃棄物指導課
提出時期	随時
提出方法	環境局事業部一般廃棄物指導課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	環境局事業部一般廃棄物指導課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html#no04　（規則） https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000299688.html　（要綱）
備　考	